

鳥取県看護職員修学資金管理事務デジタル化事業
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、鳥取県看護職員修学資金管理システム調達業務において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザルの実施に際して必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

現行の看護職員修学資金貸付者管理台帳システム（以下「現行システム」という。）は、看護職員修学資金を貸付した修学生情報について、貸付決定から、進学・就業等の各種猶予、返還、免除までの一連の状況を管理するためのシステムとして、平成 22 年度から稼動している。このたび、管理台帳機能をもつ現行システムを再構築し、申請者からのオンライン申請機能を追加した看護修学資金等貸付管理システム（以下「新システム」という。）を調達するもの。

2 調達内容

(1) 業務名

鳥取県看護職員修学資金管理システム調達業務

(2) 業務の内容

ア 新システムに必要な設計、開発、総合テストを行うこと。

イ 導入（初期データの作成を含む）、設定及び運用保守を行うこと。

ウ 担当職員への操作研修の実施及び操作説明書の提供を行うこと。

※詳細は、「鳥取県看護職員修学資金管理システム調達業務仕様書」による。

(3) 予算額

29,700千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ア 構築業務 契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日まで

イ 運用・保守業務 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(5) 納入場所

鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課内

(6) 契約する者

鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

(7) 契約担当部局

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

3 公募型プロポーザルへの参加

(1) 公募型プロポーザルの参加資格

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体と

し、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

ア 単独企業に関する資格及び条件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 令和6年4月22日（月）から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (ウ) 令和6年4月22日（月）から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (エ) 令和6年4月22日（月）から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- (オ) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。
 - ①情報処理サービスのシステム等開発・改良
 - ②情報処理サービスのシステム等管理運営
- (カ) この公募型プロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。
- (キ) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

イ 共同企業体に関する資格及び条件

- (ア) 各構成員がアの（ア）から（エ）までのすべてに該当すること。
- (イ) 競争入札参加資格のうち、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良に登録されている構成員が1名以上であり、かつ、システム等管理運営に登録されている構成員が1名以上であること。
- (ウ) 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- (エ) 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- (オ) 各構成員が、この公募型プロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員でないこと。
- (カ) 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - ・目的
 - ・名称
 - ・事業所の所在地
 - ・成立の時期及び解散の時期
 - ・構成員の名称及び所在地
 - ・代表者の名称
 - ・代表者の権限
 - ・構成員の出資の割合
 - ・運営委員会
 - ・構成員の責任
 - ・取引金融機関
 - ・決算
 - ・利益金の配当の割合

- ・ 欠損金の負担の割合
 - ・ 権利義務の譲渡の制限
 - ・ 業務途中における構成員の脱退に対する措置
 - ・ 構成員の除名
 - ・ 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - ・ 解散後の契約不適合責任
 - ・ 解散後の著作権
 - ・ その他必要な事項
- (キ) 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 日程及び手続並びに企画提案書

ア 基本的な日程及び手続の流れについて

- ・ 令和6年4月22日(月) 公募型プロポーザル実施要領等の配布
- ・ 令和6年4月26日(金) 質問の締切り
- ・ 令和6年5月10日(金) 参加表明書の提出締切り
- ・ 令和6年5月14日(火) 参加表明書の審査結果通知
- ・ 令和6年5月23日(木) 企画提案書の提出締切り
- ・ 令和6年5月31日(金) プレゼンテーション、審査会
- ・ 令和6年6月6日(木) 審査結果の通知

イ 手続等

(ア) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領等は、令和6年4月22日(月)から同年5月10日(金)までの間にホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>) から入手するものとする。

ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

・ 交付期間及び時間

令和6年4月22日(月)から同年5月10日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

・ 交付場所

6に記載する場所

(イ) 交付資料

- ・ 鳥取県看護職員修学資金管理事務デジタル化事業公募型プロポーザル実施要領(様式第1～6号、別紙参考様式を含む)
- ・ 鳥取県看護職員修学資金管理システム調達業務仕様書
- ・ 鳥取県看護職員修学資金管理システム調達業務評価要領

ウ 公募型プロポーザル参加者に要求される事項

(ア) この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を6の場所に、令和6年5月10日(金)午後5時までに次のとおり提出すること。

a 参加表明書(様式第1-1号又は様式第1-2号) 1部

※単独企業にあっては、様式第1-1号を、共同企業体にあっては、様式第1-2号を提出すること。

b 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2-1号又は様式第2-2号) 1部

※単独企業にあっては、様式第2-1号を、共同企業体にあっては、様式第2-2号を提出すること。

(イ) 事務局は、(ア)により提出された書類を審査し、その結果について、令和6年5月14日(火)までに通知する。また、公募型プロポーザル参加資格が認

められた者には、プレゼンテーションの実施時間、場所等について通知する。
(ウ) (イ) の審査により、公募型プロポーザル参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式自由）により、その理由について説明を求めることができる。

なお、その回答については、説明を求めることができる期日最終日の翌日から起算して7日以内に書面で回答する。

(エ) 共同企業体にあつては、本業務に係る共同企業体協定書を作成し、参加表明書等の提出時に、協定書の副本を1部提出すること（共同企業体協定書（別紙参考様式）を参照のこと。）。

4 企画提案書の作成及び提出方法

(1) 企画提案書の内容（項目）について

ア 企画提案書は、仕様書をもとに、別紙「鳥取県看護職員修学資金管理システム調達業務企画提案書評価基準書（以下「評価基準書」という。）」に記載する項目について作成すること。

イ 企画提案書では、仕様書に示す本件業務の要件を達成するための実現方法、想定される課題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。

ウ 企画提案書に記載する内容は、見積額の範囲内で実現可能なものに限る。

エ 企画提案書の評価は、評価基準書に従って行い、各評価項目を「必須項目」と「必須以外」に分類し、「必須項目」に適合しないものがある提案は、以後の評価は行わない。従って、全ての「必須項目」を企画提案書に盛り込むとともに、それぞれの「必須項目」が企画提案書のどこに記載されているのか分かりやすく作成すること。

(2) 企画提案書の書式

ア 用紙等

A4判用紙縦置き、左綴じ、ワープロ印刷を原則とする。

イ ページ数

企画提案書は、50ページ以内を原則とする。50ページより多い場合は、ダイジェスト版を併せて提出すること。

(3) 企画提案書の提出方法及び提出期限並びに提出物について

ア 企画提案書提出書の作成及び提出

企画提案書を提出する者は、鳥取県看護職員修学資金管理システム調達業務企画提出書（様式第3-1号。以下「企画提案書提出書」という。）、評価基準書対応表（様式第3-2号）及び会社概要及び業務実績（様式第4-1号又は様式第4-2号）を作成・添付し、見積書とともに、企画提案書を提出すること。

イ 提出方法

本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書を紙媒体及び電子ファイルで作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、ウの場所に送付すること。

ウ 提出期限及び提出場所

提出期限：令和6年5月23日（木）午後5時まで

提出場所：鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

鳥取市東町一丁目220番地

電 話：０８５７－２６－７１９０

メール：kangoshikakuho@pref.tottori.lg.jp

エ 提出物及び提出部数について

次に示す提出物を必要部数調製し、提出すること。

提出物	提出部数	
企画提案書提出書 (様式第 3-1 号)	社名有	紙 1 部
評価基準書対応表 (様式第 3-2 号)	社名有	紙 1 部
会社概要及び業務 実績 (様式第 4-1 号又は様式第 4- 2 号)	社名有	紙 1 部
企画提案書	社名有	紙 1 部、電子ファイル
	社名無	紙 3 部、電子ファイル
見積書 (様式第 6- 1 号及び 6-2 号)	社名有	紙 1 部

※企画提案書は 1 部を除き、社名、社印その他当該社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。

※電子ファイルは P D F 形式とし、CD-R 又は DVD-R 1 枚に保存して提出すること。

なお、提出する媒体には、社名を記載すること。

(4) 提出物に関する問い合わせ

提出された企画提案書の内容について、文書、電子メール、電話等により問い合わせを行う場合がある。

(5) 企画提案書作成に係る質問の受付及び回答について

ア 企画提案書等の作成・提出及びこの公募型プロポーザルに関する質問

質問は、質問書 (様式第 5 号) を作成し、電子メール又はファクシミリを利用して提出することとし、原則として訪問や電話による質問は受け付けないものとする。

イ 質問の受付期限

令和 6 年 4 月 2 6 日 (金) 午後 5 時まで

ウ 提出先

ファクシミリ番号：０８５７－２１－３０４８

電子メールアドレス：kangoshikakuho@pref.tottori.lg.jp

エ 質問に対する回答

質問のあった事項については、回答状況をホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>) で令和 6 年 5 月 2 日 (木) までに公開する。

5 企画提案書、見積額の評価及び最優秀提案者の選定、契約の締結

(1) 企画提案書の事前書類審査

令和 6 年 5 月 2 3 日 (木) の企画提案書の提出締切り後、事務局は、企画提案書の基本事項の適否について審査を行う。

審査に適合した企画提案書は、学識経験者等で構成する「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会 (看護職員修学資金管理事務デジタル化事業プロポー

ザル審査会)」(以下「審査会」という。)の委員に速やかに送付し、委員は、評価基準書に従い、事前審査を行うものとする。

なお、評価は、評価基準各評価項目の得点を加算する方法により得点を算出して行うものとし、各評価項目を「必須項目」と「必須以外」に分類し、「必須項目」に適合しない提案は、以後の評価は行わない。

(2) プレゼンテーションによる企画提案書の最終審査

公募型プロポーザル参加者は、審査会の委員を集めて実施するプレゼンテーションにより、提案説明を行うこととし、委員は、その説明を聞いた上で、最終的な評価を行うものとする。この場合において、公募型プロポーザル参加者は、パッケージソフトの実演を行うこととする。

なお、説明の機会において、企画提案書以外の資料を別途持参し使用してもよいが、企画提案書以外の資料及び提案内容は評価の対象とはしない。

また、プレゼンテーションの実施方法は概ね下記のとおりとするが、最終的に決定されたプレゼンテーションの実施時間、場所等については、3の(2)のウの(ア)により提出された書類の審査の結果とともに、令和6年5月14日(火)までに通知する。

ア 日時

令和6年5月31日(金) 午前8時30分から(予定)

※公募型プロポーザル参加者数の状況により、午前から実施する可能性がある。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220番地 県庁第27会議室(第2庁舎4階)

ウ 実施方法

プレゼンテーションは一提案につき20分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間程度設けることとする。

また、プレゼンテーションは、パッケージソフトの実演を行うものとし、その際に必要なパソコンは提案者が準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備する。

(3) 採点方法

企画提案書及び見積額の評価は、「鳥取県看護職員修学資金管理システム調達業務評価要領」に基づき、ア及びイにより評価を行う。

ア 企画提案書の評価

企画提案書の内容評価に対する点数は、評価基準書に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点した点数(以下「評価点」という。)とする。なお、評価点の上限は708点とする。

イ 見積額の評価

見積額については、次の式により換算し、見積額に対する点数(以下「価格点」という。)を与える。なお、価格点は以下の計算方法により算出し、上限は300点とする。

価格点 = $300 \times (1 - (\text{見積額} / \text{予算額}))$

価格点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。

(4) 最優秀提案者の選定及び通知

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課長(以下「医療政策課長」という。)は、予算額の範囲内の見積書を提出した者であって、企画提案書の評価点(各委員が採点する評価点の平均点とする。)及び見積額の価格点の合計点において最も高得点を獲得した者を、最優秀提案者に選定し、その旨を通知する。

なお、評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ

引により最優秀提案者を選定するものとする。

また、公募型プロポーザル参加者が1者のみの場合において、その者の評価点が評価点の上限の35%未満となった場合には、最優秀提案者としない。

(5) 非選定理由の通知

ア 医療政策課長は、最優秀提案者を選定したときは、最優秀提案者とならなかった者に対してその旨を書面で通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（土曜日及び日曜日を除く）に、書面（様式自由）により、最優秀提案者とならなかった理由について説明を求めることができる。

なお、その回答については、説明を求めることができる期日の翌日から起算して7日以内（土曜日及び日曜日を除く）に書面で回答する。

(6) 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案書の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(7) 企画提案書の取扱い

ア 企画提案書の取扱い

企画提案書は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

イ 著作権の取扱い

(ア) 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

(イ) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

(ウ) 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(8) その他

ア 3(1)の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案者は無効とする。

イ 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものをのぞき、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、県は、提出者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

ウ 企画提案書、見積書の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

6 手続等に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

電話 0857-26-7190

メール kangoshikakuho@pref.tottori.lg.jp